

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院感染防止対策規程

(目的)

第1条 この規程は、国立精神・神経医療研究センター病院(以下「センター病院」という。)において必要な事項を定め、適切な感染管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

(院内感染防止対策に関する基本的考え方)

第2条 感染の防止は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、センター病院および職員個人が、感染防止対策の必要性・重要性を施設および自己の課題と認識し、感染防止対策を徹底することが最も重要である。

このため、センター病院は、国立精神・神経医療研究センター病院における感染防止対策のための指針を活用して院内感染防止対策委員会及び感染防止対策室を設置し感染管理体制を確立するとともに、院内の関係者の協議のもとに、感染防止対策管理規程及び院内感染防止マニュアルを作成する。感染の発生時には、原因の速やかな究明、制圧に向けた迅速な対応に努め、発生要因と対応を分析しマニュアル等の定期的な見直し等を行い、感染防止対策の強化充実を図る。

(院内感染防止対策のための指針の策定)

第3条 次の各号に掲げる事項を内容とする「院内感染防止対策のための指針」を策定する。

- 一 趣旨
- 二 院内感染対策に関する基本的考え方
- 三 院内感染防止対策のための組織に関する基本事項
- 四 院内感染防止対策のための従業者に対する研修に関する基本方針
- 五 感染症発生状況の報告に関する基本方針
- 六 院内感染発生時の対応に関する基本方針
- 七 院内感染防止対策のための指針の閲覧に関する基本方針
- 八 院内感染防止対策の推進のために必要なその他の基本方針

2 院内感染防止対策のための指針は、院内感染防止対策委員会の承認を得て策定及び変更するものとする。

(感染防止対策室の設置)

第4条 医療安全に関連した感染防止対策の推進のため、感染防止対策室を設置し、感染防

- 止対策室長、感染管理認定看護師、薬剤師、臨床検査技師及び事務職員を置く。
- 2 感染防止対策室スタッフは、感染制御に関する十分な知識を有する者とする。
 - 3 感染防止対策室スタッフは、院内感染防止対策委員会、院内感染対策チーム（Infection Control Team、以下「ICT」という）、抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team、以下「AST」という）及び各部門の感染防止推進部会スタッフと連携・協同の上、感染防止対策室の業務を行う。
 - 4 感染防止対策室長及び院内感染管理者は感染防止対策室の業務のうち、次の各号に掲げる業務について主要な役割を担う。
 - 一 感染防止対策業務に関する企画立案及び評価を行うこと
 - 二 定期的に院内を巡回し、各部門における感染防止対策の実施状況を把握・分析し、感染防止に必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること
 - 三 各部門における感染防止推進部会スタッフへの支援を行うこと
 - 四 感染防止対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと
 - 五 感染防止対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること
 - 六 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、感染防止対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること

（ICTの設置）

- 第5条 医療安全に関連した感染防止対策の推進のため、作業チームとしてICTを置く。
- 2 国立精神・神経医療研究センター病院院内感染対策チーム指針（以下「ICT指針」という）に掲げるメンバーで構成される。
 - 3 ICT指針に掲げる内容を業務として担う。

（ASTの設置）

- 第6条 医療安全に関連した感染防止対策の推進のため、作業チームとしてASTを置く。
- 2 国立精神・神経医療研究センター病院抗菌薬適正使用支援チーム指針（以下「AST指針」という）に掲げるメンバーで構成される。
 - 3 AST指針に掲げる内容を業務として担う。

（感染防止推進部会の設置）

- 第7条 各部門の感染対策の推進に資するため感染防止推進部会を置く。
- 2 感染防止推進部会運営要領に掲げるメンバーで構成される。
 - 3 感染防止推進部会メンバーは、感染防止推進部会運営要領に掲げる業務を行う。

（感染リンクナース会の設置）

- 第8条 各看護部門の感染対策の推進に資するため感染リンクナース会を置く。

- 2 感染リンクナース会メンバーは、感染防止推進部会メンバーの看護師により構成する。
- 3 感染リンクナース会の内容は、感染リンクナース会運営規程に掲げるものとする。

(職員の責務)

第9条 職員は、業務を遂行するに当たり、常日頃から患者への医療、看護等の実施において、安全な医療を提供するよう感染対策に注意を払わなければならない。

(院内感染対策のための職員研修)

第10条 個々の職員の感染対策に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図るため、感染防止対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し、以下の各号に留意した研修を行う。

- 一 医療機関全体に共通する感染防止対策に関する内容とすること。
- 二 年2回程度定期的を開催し、それ以外にも必要に応じて開催すること。
- 三 実施内容と参加者について記録すること。

(保健所への届出)

第11条 感染症法に基づく届出対象の感染症が発生した場合、診断した医師が東京都指定の届出様式または感染症サーベイランスシステムへの入力により最寄りの多摩小平保健所へ届け出ることとする。

(東京都保健医療局への報告)

第12条 院内感染が原因と否定できない死亡事例や、公表しなければならないと判断される事例が発生した場合は、東京都保健医療局へ報告する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第29号)

(施行期日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。